

食品用器具及び容器包装の製造等における 安全性確保に関する指針(案)に対する意見募集について



厚生労働省は、平成 27 年 6 月に中間取りまとめを公表した、「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」において、ポジティブリスト制度を導入するまでの当面の施策に基づき、事業者の自主管理の一層の推進を図るために、製造管理手法や情報伝達に関する「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)(案)」を作成し、意見の募集を行っています。

指針の概要は以下の通りです。

- (1) 目的、基本的な考え方、適用範囲等
- (2) 安全性確保のための取組内容
人員、施設・設備の管理、安全な製品設計と品質確認
サプライチェーンを通じた情報伝達、健康被害発生時等の対応策整備
- (3) 製造事業者を主とした安全性確保のための取組内容イメージ
- (4) 具体的な事例と留意事項

本指針(ガイドライン)を発出する際には、参考資料として、ポリオレフィン等衛生協議会、塩ビ食品衛生協議会、塩化ビニリデン衛生協議会のポジティブリスト(概要)を添付する予定です。

パブリックコメントの期間

平成 29 年 5 月 24 日から平成 29 年 6 月 22 日まで

当社は、器具容器包装及びおもちゃに関する食品添加物の規格基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 5 月 24 日付 厚生労働省

研究開発箇所 加藤吉紀